○半田市教育支援委員会規則

(設置及び目的)

第一条 この規則は、幼児、児童及び生徒に対し適切な教育支援を継続的に行うため、半田市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 幼児、児童及び生徒の実態把握並びに調査
- 二 障がい児の適切な就学及び就学中の教育支援
- 三 各種関係機関との連携、折衝
- 四 その他必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員二十八人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから半 田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- 一 医師及び学識経験者
- 二 市内小学校、中学校及び特別支援学校の教職員
- 三 児童福祉施設及び児童相談所の職員
- 四 県及び市の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長は、教育委員会が任命し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第六条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(秘密保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(結果報告)

第八条 委員長は、協議結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。